

白松苑 デイサービスセンター

【 山口市介護予防・日常生活支援総合事業 】

(通所介護相当サービス、通所型サービス A-①、通所型サービス A-②)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人が設置経営する白松苑デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う山口市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「事業従事者」）が、介護予防・生活支援サービス（以下「生活支援サービス」）事業対象状態にある高齢者に対し、適正な生活支援サービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

日常生活上の必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第3条 本センターにおいて提供する生活支援サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿って次のとおりとする。

一 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別にサービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

特に認知症の状態にある者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

二 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 自らその提供する日常生活支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

五 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称)

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：白松苑デイサービスセンター
- 二 所在地：山口市阿知須4167番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(特養と兼務)
管理者は、センターの従業員の管理及び業務の管理を一元化に行い、従業員に対し、指揮命令を行うものとする。
- 二 生活相談員 2名(うち1名は介護職員と兼務)
生活相談員は、利用者及び家族に必要な相談に応ずるとともに、適切なサービス提供がされるよう、センター内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三 看護職員 3名以上(機能訓練指導員と兼務)
3名以上(特養と兼務)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四 介護職員 6名以上(うち1名は生活相談員と兼務)
- 五 機能訓練指導員 3名以上(看護職員が兼務)
機能訓練指導員は、利用者が、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- 六 管理栄養士 1名(特養と兼務)
管理栄養士は、栄養管理等を行うことにより利用者の栄養状態を的確に把握するとともに、栄養改善計画を作成して利用者の栄養改善を図る。
- 七 運転手 1名
運転手は、障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者に対して専用車両により送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、8月15日より8月16日まで及び12月31日より1月3日までを除く
- 二 営業時間：午前8時30分より午後6時00分までとする。
- 三 サービス提供時間：午前9時15分より午後3時45分までとする。

(利用定員)

第7条 通所介護サービス、通所介護相当サービスの利用定員は30名。

体と脳の機能アップ教室(通所型サービスA-①)の利用定員は6名・足腰機能アップ教室(通所型サービスA-②)の利用定員は6名(通所介護サービスを含む事業全体で36名とする)。

(内容説明及び同意)

第8条 センターは、利用者またはその家族に対し、運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(事業の内容)

第9条 事業は、通所介護相当サービス、体と脳の機能アップ教室、足腰機能アップ教室とし、生活支援サービスの内容は、次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な援助を行う。

- ア. 排泄の援助
- イ. 移動の援助
- ウ. 入浴の援助
- エ. 養護(休養)

二 機能訓練

利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション(アクティビティサービス)
- ウ. グループワーク
- エ. 行事的活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

三 健康状態の確認

四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。

また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

五 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

* 入浴形態

- ア. 一般浴槽による入浴
- イ. 特殊浴槽による入浴

* 介助の種類

- ア. 衣類の着脱
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な介助

六 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- エ. 調理
- オ. 栄養改善に関する支援

七. 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護予防等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報提供
- エ. その他必要な相談、助言

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 生活支援サービスを提供した場合の利用料の額は、山口市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の定める割合（介護保険法の規定に基づき保険給付の率が拡大されている場合については、それに応じた割合）の額とする。

2 その他、次の各号に掲げる費用については、利用者から受けることができるものとする。

- 一 食事の提供に関する費用 昼食 553円
- 二 おむつ代 事業所の所有するおむつを提供した場合は実費

(通常の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、山口市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が生活支援サービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項につい

て留意してもらおうよう説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 一 被保険者証の提示
- 二 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- 三 利用料その他の費用の支払い
- 四 欠席する場合の連絡
- 五 その他所持金品に対する注意事項

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業従事者は、現に生活支援サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師或いは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。

利用者に不測の事故が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに近親者及び管理者に報告を行うものとする。管理者は、速やかに関係市町村に報告を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 生活支援サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。一方、管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取る。また、非常災害に備えるため避難、救出その他必要な訓練を定期的に（年1回以上）行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 その他虐待防止のために必要な措置
- 三 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする

(サービス提供記録の記載)

第16条 生活支援サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該生活支援サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から二年間保存するものとする。

(秘密保持)

第17条 従事者及び従事者であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情処理)

第18条 提供した生活支援サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第19条 利用者に生活支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第20条 利用者の利用する施設、食器その他の設備、又は飲用に供する水についても定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
また、従事者は、感染症等に関する知識習得し、感染の蔓延を防止する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

一 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

二 従事者は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者、又は家族から求められたときは、これを提示する。

三 利用定員を超えて生活支援サービスの提供を行ってはならないものとする。

四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正清会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成28年10月1日から施行する。
2. この規定は、平成30年4月1日から施行する。
3. この規定は、平成30年10月1日から施行する。
4. この規定は、令和2年4月1日から施行する。
5. この規定は、令和4年4月1日から施行する。